

渋沢 MIX 戦略策定支援業務委託仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

本仕様書は、埼玉県（以下「県」という。）が受託者に委託して行う「渋沢 MIX 戦略策定支援委託業務」（以下「本業務」という。）に関し、その仕様等について必要な事項を定めるものである。

1 件名

渋沢 MIX 戦略策定支援委託業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月23日（火）まで

3 目的

本県は、令和7年7月、イノベーション創出拠点「渋沢 MIX」をさいたま新都心駅前に開設した。渋沢 MIX では、「オープンイノベーションの創出・促進」「スタートアップの創出・成長支援」「イノベーションを担う人材の育成」の3つのコンセプトを掲げ、様々な企業や人の出会い・交流を促し、化学反応を起こすことで企業のイノベーション創出を支援し、県内経済の活性化を図っている。

現在、上記コンセプトに基づき、各種プログラムや月20回程度のイベントを実施するほか、コミュニティマネージャーをはじめとした専門人材による助言支援や協業に向けたマッチングなどを行い、渋沢 MIX 利用者の事業成長に向けた支援を行っている。

令和8年度、2年目を迎える渋沢 MIX が、より効果的かつ持続的に事業成果を出していくためには、目指すべき目標や成果の検証が可能な KPI を設定し、その達成に向けた戦略を策定する必要がある。加えて、戦略を踏まえたロードマップを作成することで、より計画的な施策展開を進めることが求められる。

本業務は、本県を取り巻く経済環境や文化の歴史的な文脈、県内企業/スタートアップの現状・課題、他の先進地域のイノベーション創出に係るエコシステム、渋沢 MIX 利用者のニーズなどを調査・分析し、整理をした上で、渋沢 MIX として目指すべき目標や KPI、取り組むべき施策、ロードマップなどを盛り込んだ、埼玉県ならではの戦略を策定するための支援業務を委託するものである。

4 業務内容

(1) 現状把握・整理

業務遂行に当たり、渋沢 MIX の設置目的、コンセプト、運営方針及び機能等を十分に理解するとともに、これまでの事業実績や会員の属性などについて十分に把握・整理した上で取り組むこと。

なお、必要に応じて、渋沢 MIX の事務局スタッフ（以下、「事務局」という。）や専門人材、渋沢 MIX の事業に係る他の委託事業者、県へのヒアリングなども併せて行うこと。

(2) 調査・分析

以下の例を参考に、調査・分析を行うこと。業務実施に当たっては、適宜、現地視察やヒアリングなどを行い、適切な情報収集に努めるとともに、分析についても県と調整しながら進めること。

なお、事前に調査内容や調査先等を含む「調査プラン」を作成し、県の承認を得てから実施すること。

(想定される調査)

- ・ 渋沢 MIX の役割、既存事業の整理
- ・ これまでの渋沢 MIX の事業実績、施設利用者の利用状況、属性、ニーズ
- ・ 本県経済や文化の歴史的な脈、産業の特徴、地理的優位性などの特性
- ・ 本県の企業、スタートアップ、スタートアップエコシステム、イノベーションエコシステムの現状・課題
- ・ 他地域のイノベーションエコシステム、スタートアップエコシステムの現状・課題
- ・ 県内外の類似施設の現状・課題
- ・ 日本のスタートアップ、オープンイノベーション、学生の起業の現状と課題
- ・ 渋沢 MIX の取組分野に関連する国の方針や施策
- ・ 専門家や支援機関、スタートアップ起業家、ベンチャーキャピタル等の投資家、関係者へのヒアリング
- ・ その他戦略策定に必要な情報収集・ヒアリング・分析 など

(3) 調査・分析結果を踏まえた論点整理、構成案の作成

(2) の結果を踏まえて論点整理を行い、基本方針をはじめ、全体構成（章立て）や各章ごとのねらいなどを示した戦略の骨格となる構成案を作成すること。（目安：9月中旬頃まで）

(4) 戦略案の作成

(3) をベースに KPI を盛り込んだ戦略案を作成すること。あわせて、概要版（数枚）及びポンチ絵（1枚程度）も作成すること。

作成に当たっては概ね以下のスケジュールを想定している。（令和8年5月中に業務委託契約締結した場合）

- ① 初期案の提出 : 令和8年10月まで
- ② 戦略案（中間時点）の提出 : 令和8年11月まで
- ③ 戦略案（最終案）の提出 : 令和9年1月初旬まで
- ④ 最終調整 : 令和9年3月中旬まで

※上記はあくまで目安のため、適宜県に報告・相談を行い、協議の上進めること。

(5) ロードマップ案の作成

上記戦略に基づき、必要な施策、工程、時期等を具体的に示したロードマップ案（実行計画案）を併せて作成すること。作成スケジュールは（4）に準ずること。

(6) 留意事項

- ・追加で調査・分析等すべき案件が発生した場合は、県と協議の上、できる限りの対応に努めること。
- ・戦略案（ロードマップ含む）の作成においては、事業予算をはじめ県の方針、リソース、実態を踏まえた実行可能性のある内容とすること。
- ・県や事務局が保有している必要な情報・データ等については適宜県などから提供する。

5 成果物

(1) 成果物の提出

戦略案、ロードマップ案をはじめ、本業務における各調査・分析、情報収集した内容等をまとめた報告書を成果物とする。提出方法はデータ（PDF 及び県が編集可能なファイル形式）とする。

なお、成果物の提出に当たっては、事前に県の確認を受け、承認された上で提出すること。※詳細は、県と協議の上決定する。

(2) 成果物の帰属

成果物の管理及び著作権等の権利はすべて県に帰属するものとし、県が承諾した場合を除き、受託者は成果物を公表・転用等してはならない。

6 留意事項

- (1) 受託者は県と十分に協議を行いながら、県の意図について熟知の上、業務に着手し、適切な実施体制により効率的な業務遂行に努めること。
なお、業務を実施する上で、疑義が生じた場合及び本仕様書に明記されていない事項や詳細については、別途協議の上定めることとし、県の指示及び承認を受けること。
- (2) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 本業務に係る経費は、県が事前に指定したものを除き、原則として全て本委託費から負担するものとする。
- (6) 本委託業務の処理に関して事故やトラブルが発生したときは、直ちにその状況を県に報告するとともに、県の指示に従い適切かつ速やかに対応すること。
- (7) 本業務の履行に伴い発生する成果品における著作権その他知的財産権及び肖像権等に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。また、万一、何らかの権利に関する問題が生じた場合は、受託者の責任において対処すること。
- (8) 受託者が故意又は過失により、県又は第三者に損害を与えた場合、その賠償責任を負うこととする。
- (9) 本仕様書に定めるもののほか、受託者が企画提案書等にて提案した事項についても、誠実に履行すること。
- (10) 受託者は関係法令等を十分遵守し、業務を遂行すること。また、本事業の履行にあたり、不正な行為をするなど、県の信用を失墜する行為をしないこと。
- (11) 県は、この仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。なお、解除等に当たり生じた受託者の損失等について県は補填等を行わない。